

レンタカー貸渡約款

貸渡人（リゾートレンタカー海、以下「甲」という）借受人（以下「乙」という）は次の条項に従い、貸渡契約を締結します。

第一条 甲は乙に対し、＜表＞の定めに従い、車両等を貸渡します。

第二条 貸渡料金、補償内容等については、貸渡契約締結後の変更はできません。

第三条 貸渡料金は＜表＞の定めに従い、振込または事前決済にて一括払いにてお支払い下さい。

第四条 貸渡における補償の範囲は通常運転時に発生する事故と災害のみとし、対人、対物の保証は無制限、通常運転時に発生する損傷も免責料なしとする。但し乙に過失のある、自損事故等で車両の自走移動、乙との貸渡契約後の貸出が不可能な車両破損の場合 NOC（休業補償）として自走可能な場合10万円の費用負担がございました。安全運転、法令順守には特にご留意ください。

第5条 次の場合は保険適用外のため、追加料金として NOC（休業補償）の他に実費をご請求致します。

- 1 車内で喫煙した場合（電子タバコや吸い殻を缶などに捨てて匂いがする場合も含む）
- 2 法令違反による事故（駐車違反、スピード超過など）
- 3 一般道以外での走行による車両の破損、故障など（林道、農道、砂浜、冠水道路など）
- 4 雨天時におけるルーフの開閉による、室内の濡れ、機器の故障など（短時間でもお車から離れる際はルーフ閉めた状態にしてください）
- 5 キーの紛失、水没による故障
- 6 水着着用や、濡れたままでの乗車

（海など入った際には、必ず着替えてからの御乗車でお願いいたします）

- 7 小さな自損事故含めまして、警察への連絡、弊社店舗への連絡を怠った場合
（弊社営業時間外の場合は留守番電話にお入れいただくか、翌営業日にご連絡下さい）

また車両の損傷は貸し出し前の動画と、返却後の動画で確認させていただきますので事前確認もしっかりと行ってください。

また事故現場や損傷場所などの確認はドライブレコーダーで確認させていただきます

その際に音声なども含まれますので、ご了承のほどお願いいたします。

- 8 空港配車、ホテル配車などで発生する駐車料金は乙の負担とする。

第6条 乙の都合により、貸渡期間／時間が短縮された場合、料金の返金は致しません。

第7条 乙は、車両等を法令の定めに従い、善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない

ものとします。事故が発生した場合、乙は速やかに警察及び甲に連絡していただきます。

第8条 乙及び運転者として申請した者以外が貸渡車両を運転することは禁止します。

第9条 運転中の違反行為（駐車違反、スピード違反等）に関する責任は、全て乙が負担

ものとしします

乙の違反行為に関して甲の責任を追及された場合、その費用及び損害は乙が負担するものとする。

第 10 条 乙は、車両等の返却には、貸出時の状態に戻すものとしします。傷、破損等貸出時と異なる状態で返却した場合は別途費用及び損害の賠償責任を負います。（修理費用は甲が指定する工場での費用としします）

第 11 条 契約期限までに車両等の返却が無い場合、料金の支払いが確認できない場合、その他契約条項に違反する場合には、甲は車両等を強制的に引き上げることができ、引き上げ日までの超過料金、引き上げに係る一切の費用を乙に請求できるものとしします。

第 12 条 強制的に車両等を引き上げた場合、積載されている乙の荷物は一定期間保管し、引取りが無い場合は廃棄処分としします。これに関して甲は一切の責任を負わないものとしします。

第 13 条 甲は、本契約の履行に関し、理由の如何を問わず、乙が車両等を返却しない場合及び、乙の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、乙に対して、現実には被った通常かつ直接の被害に限り、損害賠償を請求することができます。

第 14 条 乙は、いわゆる反社会的勢力でないことを保証するものとしします。これに反した場合、甲は本契約を解除できるものとしします。

第 15 条 本契約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲乙間の協議によっても、本契約に関する紛争が円満に解決できない場合は、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を解決するものとしします。

（署名欄）借受人は、本署名の＜表＞及び約款の内容を確認し、それに従い車両等を借り受することを承諾します。

（署名日）西暦 年 月 日 （署名）